



茨城県報

第 1 2 1 2 号

平成12年11月16日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 指定居宅サービス事業者の指定 (2 件) (高齢福祉課) 1
- 指定居宅サービス事業者の事業の変更 (高齢福祉課) 2
- 大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) 2
- 特定漁業者の共済契約の締結の申込みの同意成立の届出 (漁政課) 4
- 定款変更の認可 (農村計画課) 4
- 換地計画の決定 (農地整備課) 4
- 土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) 4

(選挙管理委員会)

- 政治団体の設立届出 5
- 政治団体の届出事項の異動届出 6
- 政治団体の解散届出 7
- 資金管理団体の指定届出 7
- 資金管理団体の指定の取消しの届出 8

(収 用 委 員 会)

- 収用の裁決手続の開始の決定 8

公 告

- 都市計画案の縦覧 (都市計画課) 23
- 開発行為の工事完了 (7 件) (建築指導課) 23
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 25
- 道路の位置の指定の廃止 (建築指導課) 25
- 落札者等の公示 (中央病院) 25

告 示

茨城県告示第1254号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社 三和家政婦紹介所	介護サービスさんわ指定訪問介護 事業所	猿島郡三和町諸川606番地 3	訪問介護	平成12年 10月31日
寺島薬局株式会社	寺島薬局株式会社スズフク	ひたちなか市笹野町 2 - 17 - 10	訪問入浴介 護	平成12年 10月31日
医療法人 仁寿会	総和中央病院デイサービスセンター	猿島郡総和町駒羽根825 - 1	通所介護	平成12年 11月 1 日

茨城県告示第1255号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人 七会 村社会福祉協議会	社会福祉法人 七会村社会福祉協 議会通所介護事業所	西茨城郡七会村小勝1400番地	通所介護	平成12年 11月 6 日

茨城県告示第1256号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定に基づき、事業の変更の届け出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の 所 在 地	サービスの種類等	変 更 事 項	変 更 年月日
社会福祉法人 栄真会	やまなみ園訪問介護事 業所	北相馬郡利根町 立木字下台897番地	訪問介護	(事業所の所在地) 北相馬郡利根町 立木字下台909番地	平成12年 10月 1 日
社会福祉法人 常北 町社会福祉協議会	社会福祉法人 常北町 社会福祉協議会	東茨城郡常北町 石塚2300 - 1	訪問入浴介 護	(事業所の名称) 社会福祉法人 常北 町社会福祉協議会 訪問入浴事業所	平成12年 11月 1 日

茨城県告示第1257号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出及び同法附則第 5 条第 5 項の規定により同法第 5 条第 1 項の規定による届出とみなされるものについて、同法第 6 条第 3 項の規定により準用する同法第 5 条第 3 項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 カスミ

代表取締役 神 林 章 夫

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ姫子店

水戸市姫子 2 丁目760番地 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時

(変更後) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 9 時45分～午後10時15分

(3) 変更する年月日

平成12年12月 1 日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	神 林 章 夫
株式会社アロー	東京都板橋区中丸町11番 2 号	時 任 肇 一
日立サンドライ株式会社	日立市桜川町 3 丁目17番14号	岡 山 進
有限会社カトレア	水戸市大工町 1 丁目 6 番29号	君 島 佐智子

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,620m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 243台

(イ) 駐輪場の収容台数 150台

(ウ) 荷さばき施設の面積 25m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 55m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前10時

(イ) 駐車場の出入口の数 5 箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 2 時 ~ 午後 8 時

3 届出年月日

平成12年10月26日

茨城県告示第1258号

小型那珂湊加入区に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届出があり、当該同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の 2 第 2 項に規定する要件に適合しているので、同条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

発起人

ひたちなか市殿山町 2 - 9 - 20 宮 尾 健 蔵

ひたちなか市和田町 2 - 12 - 33 雨 沢 幸 一

茨城県告示第1259号

平成12年10月20日付けで、麻生土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 30条第 2 項の規定により平成12年11月10日認可した。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により県営ほ場整備事業高貫地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成12年11月17日から

平成12年12月15日まで

3 縦覧の場所

常陸太田市役所

茨城県告示第1261号

多賀郡十王町大字友部2581番地十王町役場内に事務所を置く山部後谷土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年11月16日

茨城県高萩土地改良事務所長 河 合 收

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
多賀郡十王町大字山部48番地	理 事	岩 間 文 明
" " 230番地の 1	"	國 井 武 七
" " 971番地	"	檜 村 利 行
" 大字友部190番地の 1	"	戸井田 清
" " 8 番地	"	檜 村 謙 次
" 大字山部82番地	"	檜 村 儀 男
" 大字友部2743番地	"	小 池 民 親
" 大字伊師本郷1152番地	"	鈴 木 富三郎
" 大字山部31番地	監 事	鈴 木 愛一郎
" " 515番地の 1	"	興 野 廣
" 大字友部1560番地の 2	"	木 村 光 克

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
多賀郡十王町大字山部48番地	理 事	岩 間 文 明
" " 230番地の 1	"	國 井 武 七
" " 971番地	"	檜 村 利 行
" 大字友部190番地の 1	"	戸井田 清
" " 8 番地	"	檜 村 謙 次
" 大字山部102番地	"	菊 地 明
" 大字友部2743番地	"	小 池 民 親
" 大字伊師本郷922番地の 8	"	鈴 木 三 郎
" 大字山部31番地	監 事	鈴 木 愛一郎
" " 515番地の 1	"	興 野 廣
" 大字友部1560番地の 2	"	木 村 光 克

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

| 政治団体の名称                | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 届出年月日    |
|------------------------|---------|----------|--------------------|----------|
| 自由民主党茨城県<br>那珂郡第一支部    | 関 宗 長   | 関 正 美    | 那珂郡那珂町額田東郷 1       | 12.10. 2 |
| 自由民主党茨城県<br>東茨城郡南部第一支部 | 大 高 道 夫 | 秋 葉 美 樹  | 東茨城郡茨城町長岡138 - 7   | 12.10. 2 |

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日    |
|---------------------|---------|----------|--------------------|----------|
| 自由民主党茨城県<br>土浦市第一支部 | 松 浦 英 一 | 松 浦 英 勝  | 土浦市中高津 1 - 11 - 27 | 12.10. 2 |
| ホーキタ富夫後援会           | 伯耆田 一   | 伯耆田 フサ子  | 北相馬郡守谷町大柏529       | 12.10. 2 |
| 市政刷新・市民の会           | 潮 田 浩   | 吉 川 憲 司  | つくば市稲荷前34 - 8      | 12.10. 3 |
| 松岡嘉一後援会             | 黒 田 義 雄 | 黒 田 義 雄  | つくば市小野崎36          | 12.10. 3 |
| 大串宗二郎後援会            | 大 串 貞 子 | 大 串 裕 美  | つくば市沼田73 - 2       | 12.10. 6 |
| 新しい岩井を創る会           | 山 口 耕 作 | 大 木 勇一郎  | 岩井市弓田2188          | 12.10.11 |
| 石塚仁太郎後援会            | 岡 田 勉   | 山 口 明    | 岩井市弓田2188          | 12.10.11 |
| 小野やすひろ後援会           | 小 野 泰 宏 | 小 野 泰 宏  | つくば市鹿島台 5 - 2 C 棟  | 12.10.11 |
| 田宮謙次郎後援会            | 後 藤 泰 介 | 石 井 久 夫  | 下館市外塚754           | 12.10.11 |
| 同志会                 | 高 橋 英 昭 | 木 村 守 昭  | つくば市高須賀171         | 12.10.11 |
| 浦口勇後援会              | 内 藤 道 男 | 岡 澤 浩    | 稲敷郡新利根町柴崎8268 - 1  | 12.10.17 |
| 塚本一男後援会             | 串 田 正 夫 | 井 口 照 男  | つくば市花畑 3 - 19 - 24 | 12.10.18 |
| 中根ひろたか後援会           | 佐 藤 洋   | 鳴 海 正 造  | つくば市下広岡105 - 1     | 12.10.19 |

茨城県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

|   | 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                     | 届出年月日    |
|---|------------|---------|----------|--------------------------------|----------|
| 新 | 政治結社大日本菊征塾 | 千ヶ崎 英 樹 | 大 貫 忠    |                                | 12.10. 3 |
| 旧 |            | 重 藤 順   | 石 田 誠 司  |                                |          |
| 新 | 北沢ひろし後援会   |         |          | つくば市玉取2620 - 5                 | 12.10. 4 |
| 旧 |            |         |          | つくば市千現 1 - 23 - 5<br>グレートワン105 |          |
| 新 | 地域みらいクラブ   |         | 田 口 一 彦  |                                | 12.10. 5 |
| 旧 |            |         | 川 澄 恒 一  |                                |          |
| 新 | とこい美治後援会   |         | 田 口 一 彦  |                                | 12.10. 5 |
| 旧 |            |         | 川 澄 恒 一  |                                |          |
| 新 | 日本みらいクラブ   |         | 田 口 一 彦  |                                | 12.10. 6 |
| 旧 |            |         | 川 澄 恒 一  |                                |          |
| 新 | 鈴木しげとし後援会  | 篠 原 正 平 |          |                                | 12.10.10 |
| 旧 |            | 宇佐美 泰 男 |          |                                |          |
| 新 | つくば市政研究会   | 高 野 利 雄 |          |                                | 12.10.10 |
| 旧 |            | 木 村 倉ノ助 |          |                                |          |
| 新 | 自由民主党北茨城支部 | 鈴 木 徳 穂 |          | 北茨城市大津町121 - 44                | 12.10.11 |
| 旧 |            | 渡 辺 政 則 |          | 北茨城市関本町才丸478                   |          |

|   | 政治団体の名称           | 代表者の氏名    | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日    |
|---|-------------------|-----------|-----------|--------------|----------|
| 新 | 新・つくば市民の会         | 村 上 茂     |           |              | 12.10.16 |
| 旧 |                   | 久 松 茂 樹   |           |              |          |
| 新 | 昌友会               |           | 西 野 弘 美   |              | 12.10.19 |
| 旧 |                   |           | 大 越 次 男   |              |          |
| 新 | いとう孝一後援会          | 郡 司 幸 男   | 羽 生 成 一 郎 |              | 12.10.18 |
| 旧 |                   | 羽 生 成 一 郎 | 溝 口 勝 己   |              |          |
| 新 | 茨城県医師連盟           |           | 西 野 弘 美   |              | 12.10.19 |
| 旧 |                   |           | 大 越 次 男   |              |          |
| 新 | 自由民主党茨城県医療<br>会支部 |           | 西 野 弘 美   |              | 12.10.19 |
| 旧 |                   |           | 大 越 次 男   |              |          |
| 新 | とみ山省三後援会          |           |           | 下館市菅谷1624    | 12.10.23 |
| 旧 |                   |           |           | 下館市菅谷1513    |          |
| 新 | 桜郷義塾              |           |           | 新治郡八郷町柿岡3997 | 12.10.25 |
| 旧 |                   |           |           | 新治郡八郷町柿岡1998 |          |
| 新 | きれいな選挙を推進する会      |           | 菅 谷 まり子   |              | 12.10.31 |
| 旧 |                   |           | 秋 葉 美 子   |              |          |

## 茨城県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名    | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日    |
|---------------|-----------|----------|------------------|----------|
| エム・ケイ政経調査会    | 武 藤 健太郎   | 武 藤 健太郎  | ひたちなか市峰後8481 - 1 | 12.10.17 |
| 孝友会           | 羽 生 成 一 郎 | 伊 藤 利 佳  | 行方郡北浦町山田2079     | 12.10.18 |
| 21世紀の北浦町を考える会 | 溝 口 勝 己   | 出久根 昭    | 行方郡北浦町山田2079     | 12.10.18 |

## 茨城県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類    | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日    |
|------------------|----------|-----------|-------------------|----------|
| 永 岡 洋 治          | 衆議院議員    | 永岡洋治後援会   | 古河市東本町3 - 12 - 22 | 12.10. 2 |
| 小 野 泰 宏          | つくば市議会議員 | 小野やすひろ後援会 | つくば市鹿島台5 - 2 C棟   | 12.10.11 |

## 茨城県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出が次のようであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成12年11月16日

茨城県選挙管理委員会委員長 二 井 矢 敏 朗

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地                          | 届出年月日    |
|------------------|-------|-----------|-------------------------------------|----------|
| 永 岡 洋 治          | 衆議院議員 | 洋山会       | 古河市東本町 3 - 12 - 22<br>サンリクルードビル 2 F | 12.10. 2 |

~~~~~  
(収 用 委 員 会)

茨城県収用委員会告示第 4 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成12年11月16日

茨城県収用委員会

会長 中 井 川 昇 一

1 起業者の名称

茨城県知事，高萩市，北茨城市，高萩・北茨城広域工業用水道企業団及び茨城県

2 事業の種類

二級河川大北川水系大北川小山ダム建設工事並びに県道北茨城大子線改築工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在，地番，地目及び地積等

別表のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及び権利の種類

別表のとおり

引 表

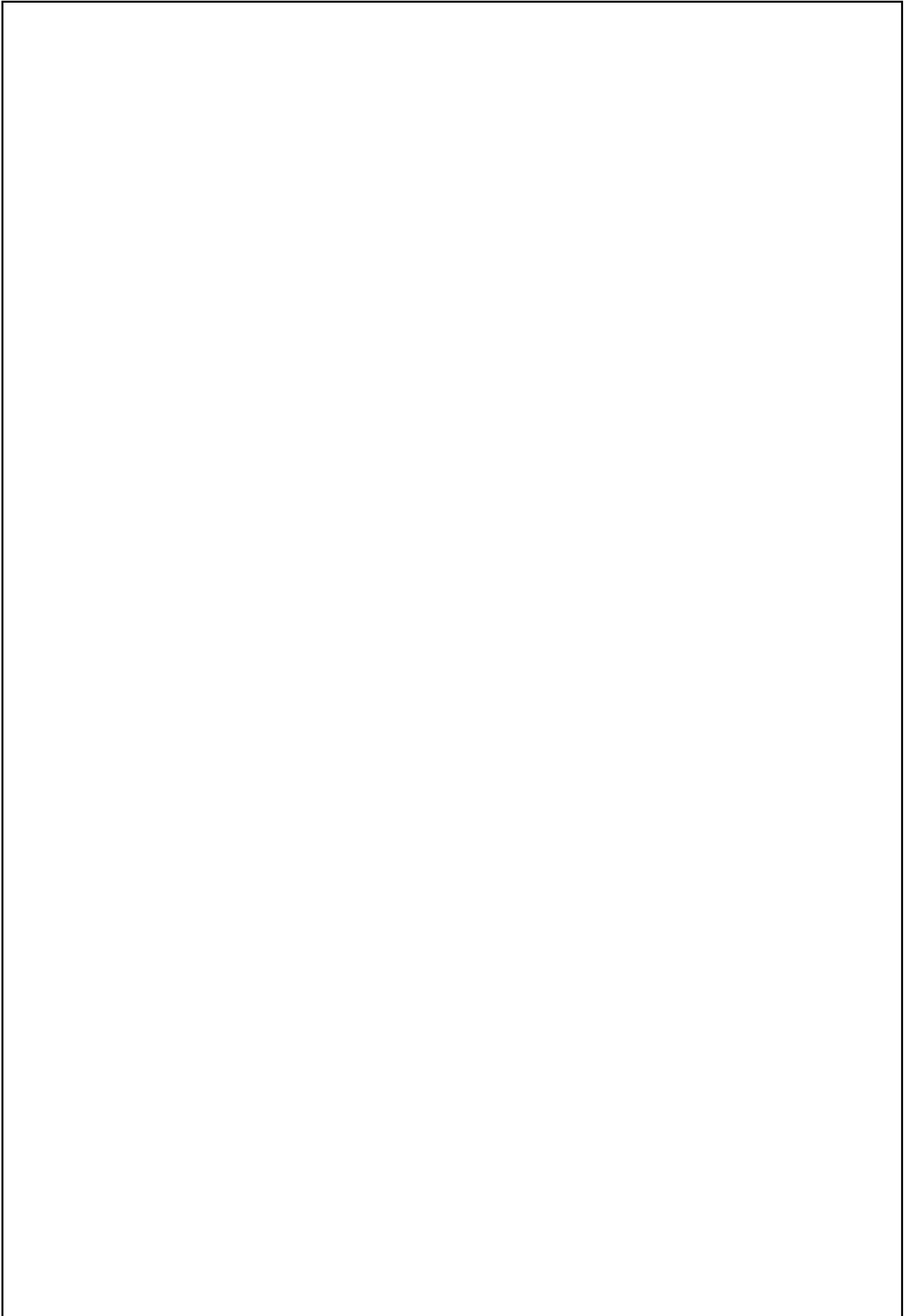
裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在 茨城県高萩市大字横川字塩釜

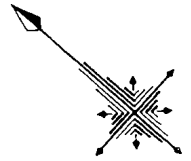
地 番	地 目		面 積 (㎡)		裁決手続の開始を決定する土地の面積(㎡)	裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			
	公 簿	現 況	公 簿	実 測			氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類	登記申請書の受付年月日及び番号
不明。 ただし、 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか	山林	山林		102,833.59	38,692.20	別添土地所在図中 K-17,K-18,K-19,L-18-1,K-20,L=117-79,L=117-78,L=117-77,L=117-76, L=117-75,L=117-74,NO116LH,KA11-2LH,NO117LH,NO117+5LH,28-1,K-29, K-30,K-31,K-32,K-33,114-1,NO114RH,NO113+10RH,NO113RH, NO112+10RH,NO112+7.3RH,NO112RH,NO111+14RH,NO111+10RH, L=117-66,L=117-65,L=117-64,L=117-63,L=117-62,L=117-61,L=117-60, L=117-59,L=117-58,L=117-57,L=117-56,L=117-55,L=117-54,L=117-53, L=117-52,L=117-51,L=117-50,L=117-49,L=117-48,L=117-47,L=117-46, L=117-45,L=117-44,L=117-43,L=117-42,L=117-41,L=117-40,L=117-39, L=117-38,A62-1,K62,K60,K58,K56,K54,K52,K50,K48,K46,K44,K42, K40,K38,K36,K34,K32,K30,K28,K26,K24,K22,K20,K16,K-17 で囲まれた部分から NO115LH2,NO115LH,NO114LH,NO113+10LH,NO113LH,NO112+10LH, NO112+7.3LH,NO112LH,NO111+14LH,NO111+10LH,L=117-68,L=117-69, L=117-70,L=117-71,L=117-72,L=117-73,NO115LH2で囲まれた部分を除いた範囲 K-61-1,K-61,K-60,K-59,K-58,K-57,K-56,K-55,K-54,K-53,K-196,K-195, K-194,K-193,K-192,K-191,K-190,K-189,K-188,K-187,K-186,K-185,K-144, K-137,K-136,K-135,K-134,K-133,K-132,K-131,K-130,K-129,K-128,K-127, K-126,K-125,K-124,K-123,K-122,K-121,K-120,K-119,K-118,K-117,K-116, K-115,K-114,K-113,K-112,K-111,K-110,K-109,K-108,K-107,K-106,K-105, K-104,K-103,K-102,K-101,K-100,K-99,K-98,K-97,K-96,K-95,K-94,K-93, K-92,K-91,K-90,K-89,K-88,K-87,K-86,K-85,K-84,K-83,K-82,K-81,K-80, K-79,K-78,K-77,K-76,K-75,K-74,K-73,K-72,K-71,K-70,K-69,K-68,K-67,K-66, K-65,K-64,K-63,K-62,K-61,K-60,K-59,K-58,K-57,K-56,K-55,K-54,K-53, K-52,K-51,K-50,K-49,K-48,K-47,K-46,K-45,K-44,K-43,K-42,K-41,K-40, K-39,K-38,K-37,K-36,K-35,K-34,K-33,K-32,K-31,K-30,K-29,K-28,K-27, K-26,K-25,K-24,K-23,K-22,K-21,K-20,K-19,K-18,K-17,K-16,K-15,K-14, K-13,K-12,K-11,K-10,K-9,K-8,K-7,K-6,K-5,K-4,K-3,K-2,K-1,L=117-25, L=117-24,L=117-23,L=117-22,L=117-21,L=117-20,L=117-19,L=117-18, L=117-17,L=117-16,L=117-15,L=117-14,L=117-13,L=117-12,NO108RH, NO107+10RH,NO107+8RH,NO107RH,NO106+10RH,KA10-2RH,NO106RH, K-75,K-74,K-73,K-72,K-71,K-70,K-69,K-68,K-67,K-66,K-65,102-1, NO102LH,NO102+7LH,KE10-2LH,NO103LH,NO104LH,NO104+10LH, NO105LH,NO105+10LH,NO106LH,KA10-2LH,NO106+10LH,L=117-10, L=117-9,L=117-8,L=117-7,L=117-6,L=117-5,L=117-4,L=117-3,L=117-2, L=117-1,K-61-1で囲まれた部分 K-122,K-121,K-120,K-119,K-118,K-117,K-116,K-115,K-114,K-113,K-136,K-134, K-122で囲まれた部分	不明、ただし、 小林 文子 小林 俊夫 のいずれか	北茨城市磯原町木皿813番地 北茨城市磯原町木皿793番地	なし	なし	なし	なし

地 番	地 目	面 積 (㎡)			総決手続の 開始を決定 する土地の 面積(㎡)	総決手続の開始を決定する土地の範囲	土 地 所 有 者				土地に関して権利を有する関係人		
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の 種類
不明。 ただし、 1508番 1509番1 1509番2 及び 1510番 1510番 はいずれも のいづれか 山林。 地先道路 道路・水路 若しくは 地先水路 又は 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいづれか	1508番、 1509番1、 1509番2 及び 1510番 はいずれも のいづれか 山林。 道路・水路 道路・水路 若しくは 地先水路 公簿なし。		道路、水路 及び山林		1,433.61	1,433.61	不明。ただし、 国(建設省) 又は 小林 文子 小林 俊夫 のいづれか	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号 北茨城市磯原町木皿813番地 北茨城市磯原町木皿793番地	なし	なし	なし	なし	なし
不明。 ただし、 1508番 1509番1 1509番2 及び 1510番 1510番 はいずれも のいづれか 山林。 地先道路 道路・水路 若しくは 地先水路 又は 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいづれか	1508番、 1509番1、 1509番2 及び 1510番 はいずれも のいづれか 山林。 道路・水路 道路・水路 若しくは 地先水路 公簿なし。		道路、水路 及び山林		807.11	807.11	不明。ただし、 国(建設省) 又は 小林 文子 小林 俊夫 のいづれか	東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号 北茨城市磯原町木皿813番地 北茨城市磯原町木皿793番地	なし	なし	なし	なし	なし

地 番	地 目		面 積 (m)		裁決手続の開始を決定する土地の面積(m ²)	裁決手続の開始を決定する土地の範囲	土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人			
	公 簿	現 況	公 簿	実 測			氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類	登記申請書の受付年月日及び番号
不明。 ただし、 1508番 1509番1 1509番2 及び 1510番 1509番2 1510番 はいずれも 山林。 地先公衆用 道路 又は 1508番 1509番1 1509番2 1510番 はいずれか 地先道路 又は 1508番 1509番1 1509番2 1510番 はいずれか	1508番、 1509番1、 1509番2 及び 1510番 はいずれも 山林。 公衆用道路 及び道路に ついては公 簿なし。	公衆用道路		641.53	641.53	別添土地所在図中 K-159,K-158,K-157,K-156,K-155,K-154,K-153,K-152,K-151,K-150,K-149, K-148,K-147,K-146,K-142,K-141,K-140,K-135,K-197,K-129,K-124,K-123, K-122,K-134,K-136,K-138,K-139,K-143,K-184,K-183,K-182,K-181,K-180, K-179,K-178,K-177,K-159で囲まれた部分	不明。ただし、 茨城県 又は 国(建設省) 又は 小林 文子 小林 俊夫 のいずれか	水戸市笠原町978番6 東京都千代田区蔵ヶ崎2丁目1番3号 北茨城市磯原町木皿813番地 北茨城市磯原町木皿793番地	なし	なし	なし	なし

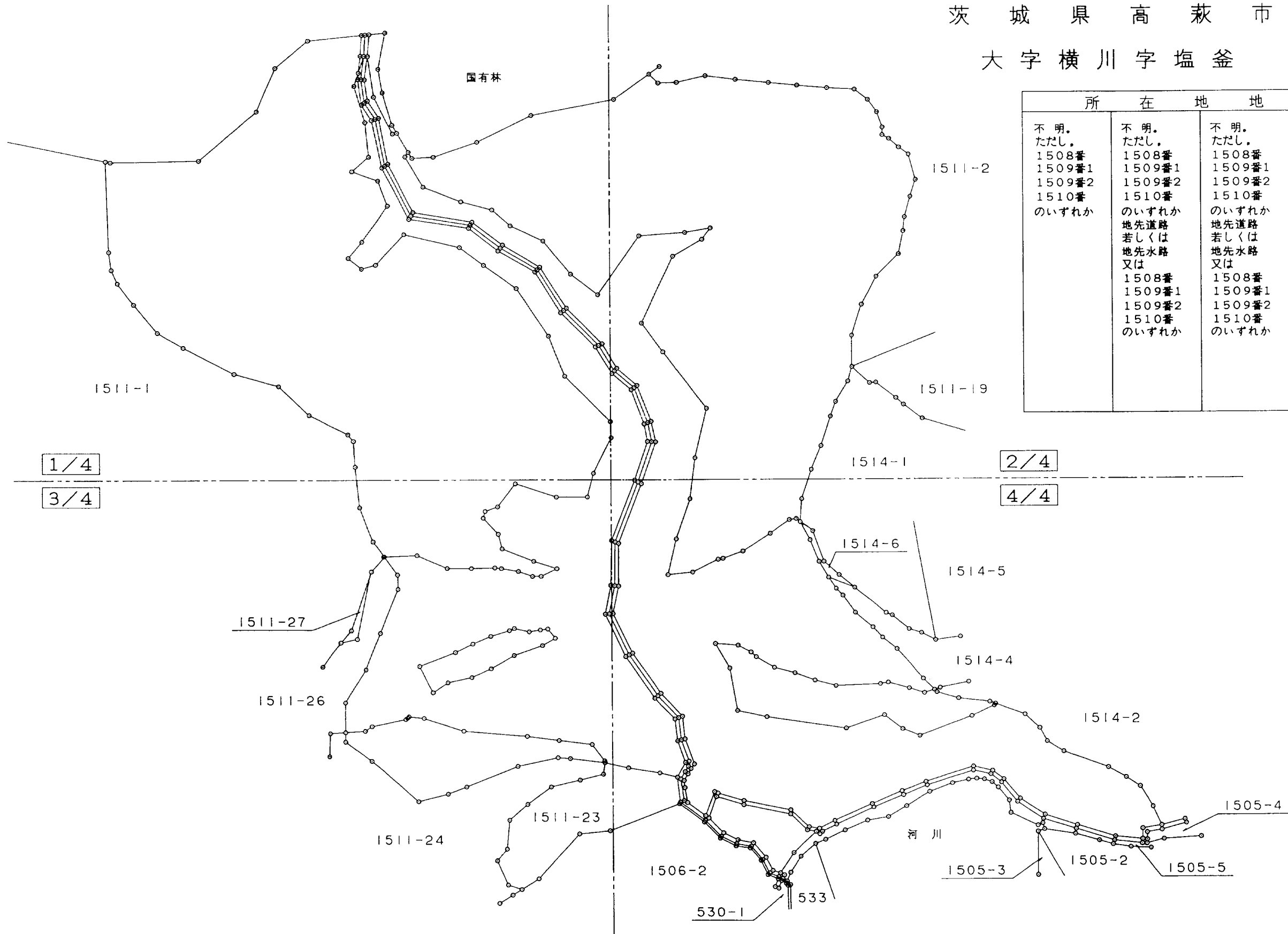


土地所在図全体図 S=1:2,000



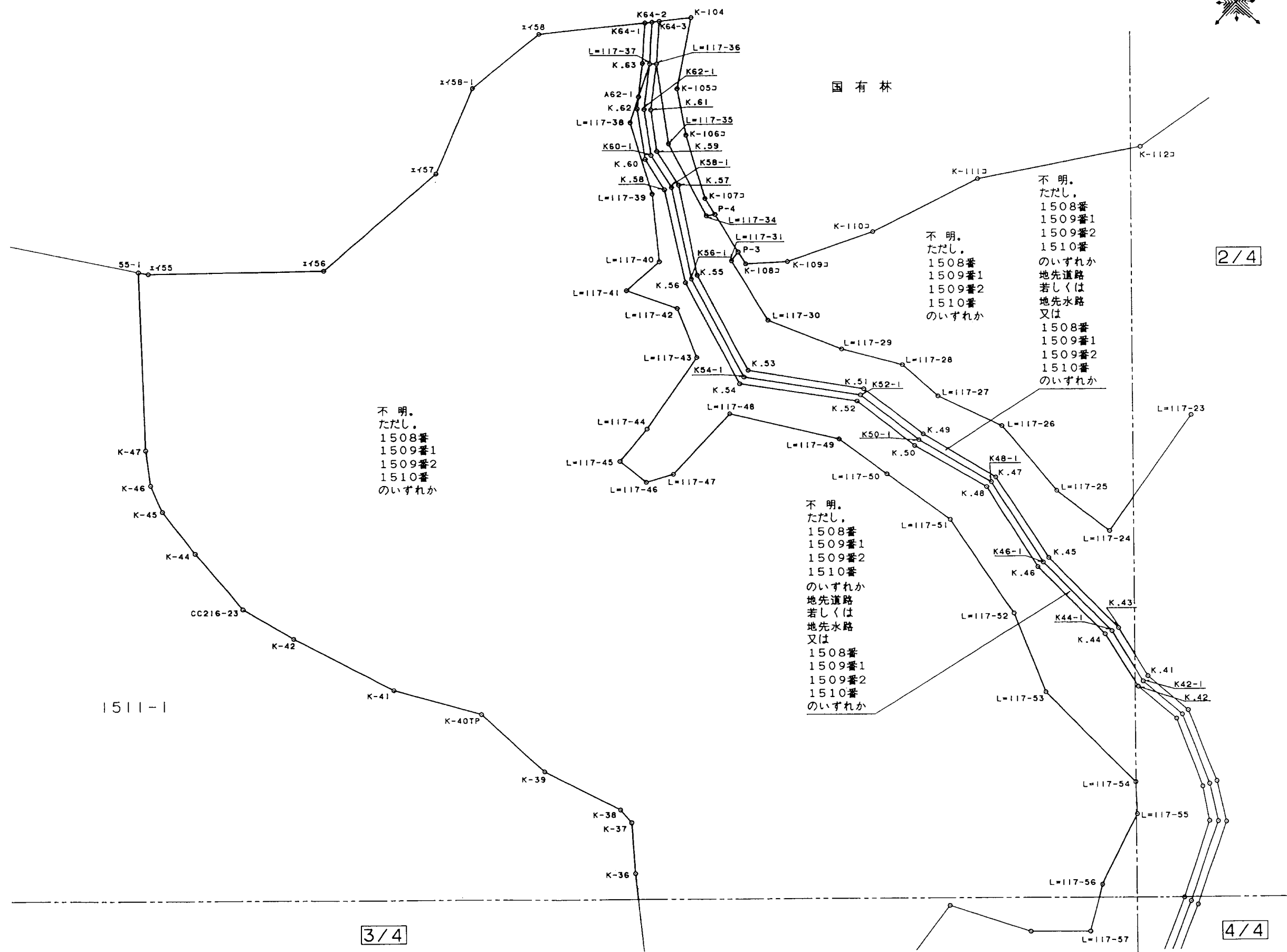
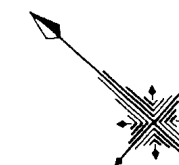
茨城県高萩市

大字横川字塩釜

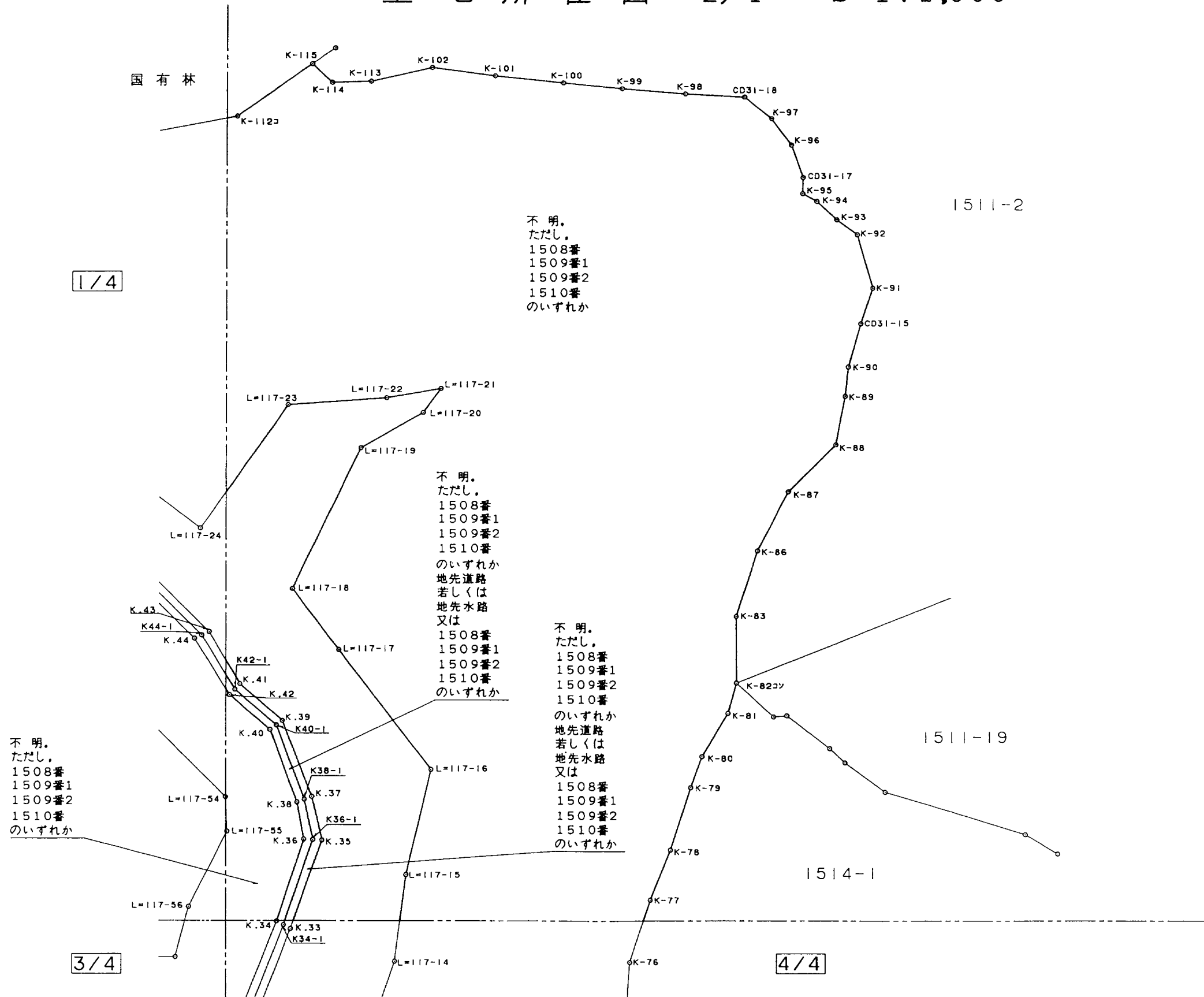
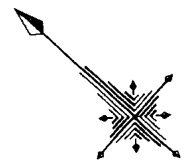


所在地番			
不明。 ただし、 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか	不明。 ただし、 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか 地先道路 若しくは 地先水路 又は 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか	不明。 ただし、 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか 地先道路 若しくは 地先水路 又は 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか	不明。 ただし、 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか 地先公共用道路 又は 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか 地先道路 又は 1508番 1509番1 1509番2 1510番 のいずれか

土地所在図 1/4 S=1:1,000



土地所在図 2/4 S=1:1,000



公 告

●都市計画案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，取手都市計画道路を変更したいので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに茨城県に意見書を提出することができる。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路（3・4・51西口大柏線）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

守谷町大字守谷字土塔，字岩，字清水の各一部

大字大柏字下ケ戸の一部

（2）削除する部分

守谷町大字守谷字清水の一部

大字大柏字下ケ戸の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

（1）茨城県土木部都市局都市計画課

（2）守谷町役場都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

平成12年11月16日から平成12年11月30日まで

~~~~~

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市井野台4丁目2112番1，2113番，2114番，乙2114番，2115番1，乙2115番1，同番2，乙2180番1

#### 2 事業主の住所及び氏名

水海道市山田町4663

日栄商事株式会社

代表取締役 小見川 吉 博

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2033番249

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町中央 4 - 3 - 8

有限会社 真中義雄商店

代表取締役 真 中 義 雄

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字下原字池向380番 1, 同番 4, 381番 3, 382番 3

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都文京区小石川 2 丁目17番31号

香 取 敬 三

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡神栖町大字奥野谷字東和田8029番 1, 8031番, 8032番, 8034番, 8035番

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町柳川二本松1894番地 3

有限会社 デポコーポレーション

代表取締役 唐 澤 陽 子

~~~~~

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿嶋市神野三丁目1432番 1 の一部, 1434番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿嶋市神野一丁目 6 - 41

赤羽根 虎 雄

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字大戸字大山原3601番, 3602番, 3603番, 3604番, 3608番, 3593番 2

2 事業主の住所及び氏名

水戸市平須町 1 番地の 8

大都建設株式会社

代表取締役 坪 俊 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多賀郡十王町大字友部字屋敷前114番 4 , 127番 3

2 事業主の住所及び氏名

多賀郡十王町大字友部47番地の 1

小 林 均

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第1225号	平成12年10月31日	伸光不動産 株式会社 代表取締役 鈴木 伸岳	西茨城郡友部町 東平 4 丁目 5 番44号	西茨城郡友部町平町 大澤1702番 2 , 同番 9	メートル 6.00	メートル 67.17

●道路の位置の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を指定した，昭和49年 7 月 4 日付，
指定番号第106号を廃止する。

平成12年11月16日

茨城県知事 橋 本 昌

廃止番号	廃 止 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
南総建指令 第1542号	平成12年10月30日	野口 一	稲敷郡阿見町 阿見3375	稲敷郡阿見町阿見 字屋狭3298番 2 稲敷郡阿見町阿見 字屋場さき3299番 2 3300番 2	メートル 4.45 (4.00)	メートル 30.20

●落札者等の公示

次の通り落札者等について公示します。

平成12年11月16日

茨城県立中央病院長 山 邊 登

- 1 名 称 及 び 数 量 JIS重油 1 種 1 号 627キロリットル (予定数量)
- 2 担 当 部 局 茨城県立中央病院
茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528
- 3 落 札 決 定 日 平成12年 9 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所 日の丸石油株式会社
茨城県水戸市赤塚 1 丁目2064番地11

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 5 | 落札価格 | 38.85円 / リットル (税込み) |
| 6 | 契約方式 | 一般競争 |
| 7 | 入札公告日 | 平成12年 8 月10日 |
| 8 | 落札方式 | 最低価格 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)